

新潟大学人文・法・経済科学部同窓会運用規則

(趣旨)

第1条 新潟大学人文・法・経済科学部同窓会会則（以下「会則」という。）第25条の規定に基づき、新潟大学人文・法・経済科学部同窓会（以下「本会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるため、この規則を制定する。

(事業の実施等)

第2条 会則第3条第1項各号に規定する事業は、事業年度ごとの事業計画に定めるとともに、会計年度ごとに予算上の措置を講じるものとする。

(執行体制)

第3条 事務局は、前条に規定する事業の執行並びに総会、理事会、常任理事会及び委員会に関する事務の処理に当たっては、常に本部運営委員会との緊密な連携のもとに行うものとする。

2 本部運営委員会は、事業及び予算の適正な執行に資するため、予算の執行のうち次の事項に関する基準を定めるものとし、事務局は、当該基準に基づき本部運営委員会に協議を行うものとする。

一 旅費

二 費用弁償金

三 報酬

四 備品等購入費、役務提供費

五 助成費、負担金

六 その他本会の運営に重大な影響を及ぼすと思料される経費

3 本部運営委員会の運営には、第7条第2項の規定に基づき指名された副会長は常に参加するものとする。

(会員情報の調製)

第4条 事務局は、会則第4条第1項第一号の通常会員の情報を事業年度ごとに調製し、会則第6条に規定する支部に提供することができる。

(支部の設置)

第5条 会則第6条の支部の設置に関する規定の適用については、常任理事会においてその適否を決定する。

2 前項の審議の結果は、直近に開催される総会の承認を得るものとする。

(役員等候補者の選定)

第6条 会則第7条第1項第四号を除く各号に規定する役員及び会計監事の選任に当たっては、本部運営委員会との協議に基づき事務局において候補者を選定し、理事会の決定を経て総会に上程する議案とする。

(副会長の選任)

第7条 会則第7条第1項第二号に規定する副会長の選任には、会則第10条第3項後段に規定する副会長の指名を併せて行うものとする。

2 会長は、会則第8条第1項の規定により選任された副会長の中から理事会、常任理事会及び本部運営委員会を担任する者をそれぞれ1名指名し、その職務に専念させるものとする。

(電磁的方法または記録による対応)

第8条 次の各号に定める事項は、電磁的方法又は記録により対応することができる。

一 電磁的方法

ア 総会、理事会及び常任理事会の招集の通知

イ 理事会及び常任理事会の審議

ウ 本部運営委員会の運営

二 電磁的記録

ア 総会に出席しない会員の議決権の行使

イ 理事会に出席しない理事会を構成する役員の議決権の行使

ウ 常任理事会に出席しない常任理事会を構成する役員の議決権の行使

エ 議事録の記名捺印、保存期間及び当該期間経過後の保存

(総会、理事会及び常任理事会の招集の決定)

第9条 会長は、総会を招集する場合には、理事会の審議を経て、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 総会の日時及び場所

二 会則第13条第5項に規定する事項があるときは、当該事項

三 総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

四 総会に出席しない会員が電磁的記録によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

2 会長は、理事会を招集する場合には、本部運営委員会との調整により、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 理事会の日時及び場所

二 会則第15条第4項に規定する事項があるときは、当該事項

三 同条第7項に規定する事項があるときは、当該事項

四 理事会に出席しない理事会を構成する役員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

五 理事会に出席しない理事会を構成する役員が電磁的記録によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

六 審議を電磁的方法により、又は電磁的方法を併用して行うこととするときは、その旨

- 3 会長は、常任理事会を招集する場合には、本部運営委員会との調整により、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 常任理事会の日時及び場所
 - 二 会則第16条第4項に規定する事項があるときは、当該事項
 - 三 常任理事会に出席しない常任理事会を構成する役員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
 - 四 常任理事会に出席しない常任理事会を構成する役員が電磁的記録によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
 - 五 審議を電磁的方法により、又は電磁的方法を併用して行うこととするときは、その旨

(総会、理事会及び常任理事会の招集の通知)

第10条 会則第17条の規定に基づく通知には、前条各項の各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(会議への出席)

- 第11条 会則第13条第8項、第15条第6項及び第16条第6項の規定に基づく書面、規則第8条第二号アからウの規定に基づく電磁的記録により議決を行った会員又は役員は、出席者に算入する。
- 2 理事会または常任理事会を構成する役員のうち、支部長が出席できない場合は、あらかじめ支部長が指名した当該支部を構成する者を出席させ、審議に参加させることができる。

(審議の結果)

第12条 総会における審議等の結果は、次のとおりとする。

- 一 決定 会則の改正（会則第13条第5項第一号）、役員、会計監事の選任、解任（同条同項第二号）
 - 二 承認 支部の設置（会則第6条、規則第5条）、財産の減少（会則第23条第2項に規定する寄付金のうち用途を定められもの及び同条第4項に規定する特別会計を当該以外の用途又は会計に充てる場合を含む第13条第5項第三号）、決算、事業実績（同条同項第四号）、理事会に代わる議決の報告（会則第15条第7項）、特別会計の設置（会則第23条第4項）
 - 三 否決 前2号に規定する審議事項
 - 四 了承 入会金及び会費の額の報告（会則第5条第2項）、監査の報告（会則第11条）、決算、事業実績の報告（会則第13条第6項）、予算、事業計画（会則第15条第4項第三号）、委員会設置の報告（会則第21条第1項）
 - 五 前4号のいずれかの結果を適用 その他議事（会則第13条第5項第五号）
- 2 理事会における審議等の結果は、次のとおりとする。ただし、第一号及び第二号の事項は、あらかじめ常任理事会に協議することを要する。
- 一 決定 入会金及び会費の額（会則第5条第2項）、財産の減少（会則第23条第2

項に規定する寄付金のうち用途を定められもの及び同条第4項に規定する特別会計を当該以外の用途又は会計に充てる場合を含む第13条第5項第三号)、総会の招集(会則第15条第4項第一号)、役員、会計監事候補者の選定(同条同項第二号)、予算、事業計画(同条同項第三号)、決算、事業実績(同条同項第四号、第13条第6項)、表彰、感謝状の贈呈(会則第24条)、特別会計の設置(会則第23条第4項、規則第14条)

二 承認 総会に代わる審議事項(会則第15条第7項)

三 否決 前2号に規定する審議事項

四 了承

ア 協議 支部設置(会則第6条、規則第5条)、本会の組織体制、関係規程の整備(会則第16条第4項第一号)

イ 報告 本学部又は本学部関連大学院に在籍したことがある者等からの入会申請(会則第4条第2項)、会長の職務の執行状況(会則第10条第2項)、監査の報告(会則第11条)、委員会の設置(会則第21条第1項、会則第16条第4項第二号)、事業執行の方針(同条同項第三号)、事業実績の評価(同条同項第四号)

五 前4号のいずれかの結果を適用 その他事業執行等に関する事(会則第15条第4項第五号)

3 常任理事会における審議等の結果は、次のとおりとする。ただし、第一号中「支部の設置(会則第6条、規則第5条)」及び「本会の組織体制、関係規程の整備(会則第16条第4項第一号)」は、あらかじめ理事会に協議することを要する。

一 決定 支部の設置(会則第6条、規則第5条)、本会の組織体制、関係規程の整備(会則第16条第4項第一号)、委員会の設置(第21条第1項、会則第16条第4項第二号)、事業執行の方針(同条同項第三号)、事業実績の評価(同条同項第四号)

二 承認 本学部又は本学部関連大学院に在籍したことがある者等からの入会申請(会則第4条第2項)

三 否決 前2号に規定する審議事項

四 了承

ア 協議 入会金及び会費の額(会則第5条第2項)、財産の減少(会則第23条第2項に規定する寄付金のうち用途を定められもの及び同条第4項に規定する特別会計を当該以外の用途又は会計に充てる場合を含む第13条第5項第三号)、総会の招集(会則第15条第4項第一号)、役員、会計監事候補者の選定(同条同項第二号)、予算、事業計画(同条同項第三号)、決算、事業実績(同条同項第四号、第13条第6項)、表彰、感謝状の贈呈(会則第24条)、総会に代わる理事会の審議事項(会則第15条第7項)、特別会計の設置(会則第23条第4項、規則第14条)

イ 報告 会長の職務の執行状況(会則第10条第2項)

五 前4号のいずれかの結果を適用 その他重要事項等に関する事(会則第16条第4項第五号)

(議事録)

第13条 会則第18条に規定する議事録は、書面又は電磁的方法により、会員の請求に応じ開示するとともに、支部に送付するものとする。

(特別会計の設置)

第14条 会則第23条第4項に規定する特別会計は、次の事項を定め、理事会の審議に基づき総会の承認により設置する。

- 一 会計の名称
- 二 設置目的
- 三 対象事業の範囲
- 四 経理する歳入歳出の内容
- 五 一般会計から特別会計への繰出し
- 六 特別会計から一般会計への繰入

附 則

- 1 この規則は、令和8年7月4日に制定し、同日から施行する。
- 2 各機関等の運営の円滑、効率化をさらに図るため、令和10年の定時総会の開催日を
目途として、この規則の規定内容を検証し、必要な措置を講じるものとする。